

認知症の相続人がいるなら遺言書を書いておくべき理由！！

はじめに

日本には現在、約 600 万人以上の認知症患者がいると推計されています。これは高齢者の約 6 人に 1 人が認知症という割合です。相続において認知症の相続人がいると、遺産分割協議が進まず、成年後見制度の利用を余儀なくされる場合があります。

本記事では、このような事態に備えるための「遺言書」の活用について、具体的に解説します。



認知症の相続人が与える遺産分割の影響

法律上、遺産分割は意思能力のある者が行う必要があります。認知症の方がその能力を欠いていると判断された場合、その方が関与する遺産分割は無効になります。そのため、認知症の相続人がいると、スムーズな相続が困難になります。

遺産分割のために成年後見人を選任

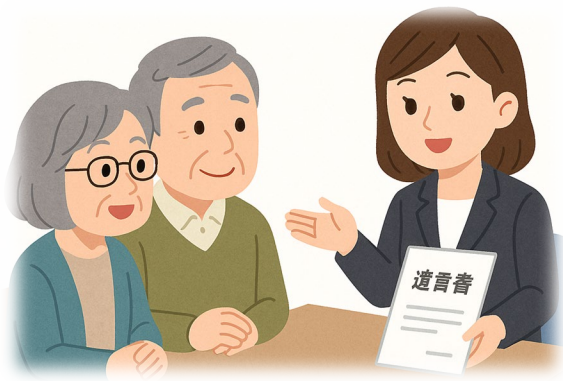
認知症の相続人がいる場合、家庭裁判所で成年後見人を選任する必要があります。後見人には法定相続分を下回る分割は認められません。また、専門職後見人が選任された場合は、報酬が継続的に発生します。

後見人を立てずに遺産分割するには？

自由な協議が制限され、費用負担も増すことから、後見人選任には消極的な意見が多くなります。このような問題を回避するには、遺言書の作成が有効です。

遺言書で認知症の相続人対策

推定相続人に認知症の者がいる、またはなる可能性がある場合、遺言書が有効な対策となります。**遺言書があれば、遺産分割協議をせずとも遺志を反映できます。**たとえば、「自宅は妻、預金は子」といった希望がスムーズに実現できます。



遺言執行者の指定も忘れずに

遺言書には「**遺言執行者**」の指定も忘れずに行いましょう。認知症の相続人がいる場合でも、遺言執行者がいれば、相続手続きが可能です。遺言執行者がいれば後見人の選任も不要になります。

生前の準備が重要

遺言書は相続開始前に作成しておく必要があります。相続開始後に認知症の相続人がいても、後見人の選任なしに円滑に手続きが進みます。相続トラブルを避けるためにも、生前の準備をおすすめします。

「岩船滋人行政書士事務所」では、公正証書遺言作成のサポートを行っております。お気軽にご相談ください。